

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 リンケージ と 株式会社リンケージ労働者代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で 別表1 に定める業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社リンケージは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、職務給(基本給及び賞与)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の職務給(基本給及び賞与)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表1-①の地域指数を乗じたものとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7年8月25日職発0825第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める別添2「職業安定業務統計」（厚生労働省）の 別紙 の通りとする。
- (2) 通勤手当については、職務給とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、長野県、新潟県、岐阜県の派遣先で派遣就業を行うことから、通達 別添3に定める長野、新潟、岐阜の指数を使うものとする。但し小分類「07003自動車組立設備」に従事する協定対象者については、新潟、長野での派遣就労が想定されることから、通達 別添3に定める長野と新潟の指数を比較して、より高い指数である「長野」を用いる事とする。

第4条 対象従業員の職務給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。また、職務内容に係るランク別能力区分の目安は別表3の通りとする。

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：1年

Dランク：0年

2 株式会社リンケージは、対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には職務給額の1～10%の範囲で昇給する。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

3 対象従業員の賃金の決定は、職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を年に1回公平に評価し決定する。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定第9条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職金は、別表2の職務給(基本給・賞与)額に6%を乗じた額を、当該職務給の額に加算し、前払い退職金として支給する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社リンケージ教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和 8 年 3 月 20 日

株式会社 リンケージ 代表取締役 黒 須 聡



株式会社リンケージ 労働者代表 ヤノ サンドロ カンケ 印